

表現としての子どもの「問題行動」

——戦後初期のケース記録「映画狂の精神薄弱児」に着目して——

田中 佑弥*

「映画狂の精神薄弱児」は、神戸市の中学1年生（当時）である。「頻繁に映画館に通い、学業を怠り、浮浪の兆さえ見えて、最近特に不良化の傾向が著しい」彼についてのケース記録を今日の視点から再読み、「問題行動」を子どもが発する重要な表現として捉えなおす。占領下での米国の指導によるケースワークの普及など社会的背景にも着目しながら考察する。

キーワード：児童福祉、ケースワーク、生活指導、問題行動、「精神薄弱」

はじめに

精神病院や監獄などの社会史的研究で知られるミシェル・フーコー（Michel Foucault）は、逸脱に関する文書の渉猟者であった。18世紀初頭フランスの収監請願承認文書を読んだフーコーは「汚辱に塗れた人々の生」を書いている。無名の人々は「逸脱者」と見做されたがために公文書に刻印されることになった。フーコーは、つぎのように言う（Foucault 1977 = 2006, p. 209）。

それらの粒子の何ものかが私たちに届くためには、しかし、少なくともほんの一瞬、それらを輝かせる光の束がやって来なければならなかった。別の場所からやって来る光。それがなければ、彼らは夜の中に潜み続けていることが出来たろうし、おそらくつねにその中にとどまっていることが彼らの定めでもあったはずの夜から彼らを引き離す光、つまり権力という光との遭遇である。

フーコーは逸脱に関する文書を渉猟し、「人がかくも熱心に、哀れな魂が見知らぬ街路を彷徨うことを阻止しようとしたのは如何なる理由によってかを探求した」（Foucault 1977 = 2006, p. 204）。逸脱の構築過程を明らかにすることはフーコーの生涯の仕事であったと言えるだろう。それは権力が人々をどのように捕らえるのかという関心に基づいていたが、文書の持つ強度に導かれてもいた。「汚辱に塗れた人々の生」の冒頭でフーコーは、つぎのように述べている（Foucault 1977 = 2006, p. 202）。

これは歴史書ではまったくない。以下に読まれるだろうテキストの選別は、私の好み、喜び、情念、笑い、驚き、或る種の恐怖、或いはそれ以外の何らかの感情、それを最初に見出した時が過ぎ去った今となつては、おそらくその強度が如何なるものであったのかを正当化することが私自身うまく出来なくなつてしまっているそれらのもの以上に、重要な規則を持つてはいない。

* 武庫川女子大学

フーコーが収監請願承認文書の強度に導かれながら「汚辱に塗れた人々の生」を書いたように、筆者があるケースワーク記録に触発されて書いたのが本稿であると言うならば、不遜に過ぎるだろうか。

本稿では『児童のケースワーク事例集』（厚生省児童局編 1950）所収のケース記録「映画狂の精神薄弱児」に着目し、子どもの「問題行動」がどのように理解され、記述されたのかを検討する⁽¹⁾。子どもと支援者の関係は、両者によって完結するものではなく、社会状況からの影響を受けるものであることから、本稿ではケース記録の内容だけでなく、支援者（担当児童福祉司）による記述、『児童のケースワーク事例集』刊行の社会的、歴史的背景にも着目する。当時の社会状況を考慮しながら、何が書かれ、書かれなかったのかを検討することにより、支援者の視点からのみ記述された記録を読めば適切であると考えられるケースワークに対し、異なる解釈をすることも可能であると考えられる。

「映画狂」は後述するように、担当児童福祉司の指導によって改善されることになるが、本稿で検討するのは有効な指導の方策ではなく、また単に過去の歴史的制約を批判することに重点があるのでもない。彼を指導したケースワークはどのような社会的文脈において導入されたのか、彼の「問題行動」の主因とされる「精神薄弱」はどのようなものとして捉えられていたのか、「映画狂」を「問題行動」ではなく子どもが発する重要な表現として捉えることはできないのか、という点を考察したい。

今日においても子どもの「問題行動」は、その意味が深く問われることなく、「発達障害」などのように本人に帰責させられ、「問題行動」を抑制する対症療法がなされていると考えられる。「映画狂の精神薄弱児」は戦後初期のケース記録ではあるが、今日の視点から再読することによって、現在につながる論点を歴史的に捉えることができるのである。

1 『児童のケースワーク事例集』刊行の経緯

戦後、さまざまな改革が実施されたが、児童福祉行政もその一つである⁽²⁾。児童福祉法が1947年12月12日に成立し、1948年4月1日に施行された。厚生省は、新たに設置された児童相談所の運営とケースワークの実地指導ができる専門家の派遣をGHQ（連合国軍最高司令官総司令部）に要請し、国際連合の社会事業部からアリス・キャロル（Alice Carroll）が派遣された。

戦後に本格的にケースワークの普及が図られたが、「実際のケース取扱いに対する指針をもたないので、ケース・ワーカーが科学的認識をもつて児童とその背後の困難な問題を如何に解決したか、或いは失敗したか、等の事例を蒐集し、児童福祉事業に関するケース・ワーカーの指針とすることを目的」（厚生省1948）として『児童福祉事業取扱事例集』（厚生省1949）が刊行された。これを受けて翌年に『児童のケースワーク事例集』（厚生省児童局編1950）が刊行された（1951年より『児童のケースワーク事例集』に改題し、1968年まで刊行された）。

『児童のケースワーク事例集』の「編輯後記」（徳永1950, p. 207）では、以下のように刊行の目的が述べられている。

この児童のケースワーク事例集は、昨年度刊行した児童福祉事業取扱事例集の第二集にあたることになる。第一集は、主として児童委員の仕事の参考にする目的であつたが、今回は、児童福祉司、児童相談所員、児童福祉施設職員、区市町村の関係吏員等有給専任職員の参考資料として作ることになつた。従つて、第一集のような物語の形式をとらず、多少専門的なケース記録の形式をとり、事業関係者のテキストブックにしようという意図のもとに編集を進めた。

序文は2名から寄せられており、高田正己（厚生省児童局長）は、つぎのように述べている（高田1950, p. 1）。

優れた具体的な経験の記録を教材として事例研究を行うことは、ケースワークを体得するのに重要な方法とされているのであつて、今回児童局が各方面の協力を得て、児童ケースワーク事例集を編纂した所以もこゝにある。……特に、今回の編纂に際しては、連合国軍総司令部の関係各位に格別の配慮を煩わし、殊に国際連合よりわが国の児童福祉事業指導のため来朝されているキャロル女史のケース取扱に対する批評を得たことは錦上添花をそえるものとして関係者一同感謝に堪えないところである。

ケースワーク訓練の責任者であったフローレンス・ブルーガー⁽³⁾（総司令部公衆衛生福祉部福祉課教育係長）は、序文で「児童福祉の目的」をつぎのように述べている（ブルーガー 1950, p. 2）。

行動の基本的な型が、幼児期に形成されるということは、一般に意見の一致したところであります。従つて、若し私共が、有能で堅実な指導者や独立歩歩の且つ責任観念の強い市民を欲しいと思うならば、右の如き要素をその人格構成に発達させる機会が子供達に与えられなければなりません。……誰も子供の生長を代つてやることはできません。しかしながら身体上、感情上及び精神上役に立つ環境を与えてやることはできます。

興味深いのは、上記引用に続く文章で、「子供の生長」と日本の児童福祉行政を重ね合わせている点である。ダグラス・マッカーサーが、日本は12歳の少年であると発言したことを想起してもよいだろう。

この事例集は、これと同様な生長の過程を現わして居ります。何によらず眞に価値あるものは国民に強いられたものではありません。強い大木というものは、その生えた土地に深く根を下ろし、枝は一定の型を作るために、生長をばまれたり、或はたわめられたりすることなく、その力を最大限に伸ばして、天にもとどくよう

になつているものであります。なるほど、剪定や刈込みは必要でありませう。この事例集におさめる取扱事例の分析及び昨年の事例集に対する一段の進歩は、こうした訓練の結果を示して居ります。

このようにGHQの指導の下、日本におけるケースワークの普及が図られていたことが分かる。「剪定や刈込み」の必要性も示されている点に留意したい（この点については後述する）。

『児童のケースワーク事例集』は、「序」に続いて、第1章「事例」、第2章「キャロル女史のケース指導」、第3章「参考資料」、第4章「その他」から構成されており、第1章に11事例、第2章に4事例が掲載されている。

2 ケース記録「映画狂の精神薄弱児」

「映画狂の精神薄弱児」は、『児童のケースワーク事例集』の第1章に掲載されている。報告者は兵庫県児童福祉司の近森茂敏である。「全国児童福祉司名簿」（厚生省児童局 1948）によれば、近森は56歳（1948年時点）、「最終歴」は「小学校長」、担当区域は神戸市である。

(1) ケース記録の概要

「映画狂の精神薄弱児」とは、神戸市の中学1年生E（本名記載なし、男）である⁽⁴⁾。「学費をごまかし、家の金を盗み出しては頻りに映画館に通い、学業を怠り、浮浪の兆さえ見えて、最近特に不良化の傾向が著しい」（p. 91）。「学校の先生にもお願いし、又家でも随分と注意もし、努力もして来たが、益々悪化の傾向にあり、母親一人ではどうにもならない。何処か施設にあづかつてほしい」（p. 95）と1949年3月31日に母は訴えたが、担当児童福祉司は「Eは教護院に送るべき児童ではない。本来ならば専門的な精神薄弱児施設に収容するのが理想であろうが、家庭の事情と、本県の現状としてはそれは出来ない。従つて、現在動員し得るあらゆる社会資源を活用することによつ

て、居宅指導の実をあげることが根本方針となる」(p. 100)と判断し、翌日より居宅指導となった。

父(商大卒、元食堂支配人)は戦死し、母(36歳)が保護者である。母は、女学校卒、ストッキング修理の内職をしている。小学2年生の妹と3人暮らしである。

「父の遺産多少あり」、持ち家に住んでいるため、「経済生活状況」は中程度である。

「精神生活状況」は、「仏教眞宗ではあるが殆んど無信仰の生活。精神生活面は大体だめである」と記述されている。

「本人性行」は、以下の通りである(p. 92)。

映画狂といつていゝ位映画がすきである。

お金の顔さえ見れば映画に行きたい、爲に家の金を盗り出しては頻繁に映画館に通う。

一度映画館に入れば、その映画館が閉まるまでは、何回でも同じ映画に見入っている。

又日曜日など金をもつておれば、外でパンなど食つて二、三の映画館を見てまわることもある。最近では学校をサボり、カバンなど途中にかくしておいて映画へ行くこともある。

大抵は夜おそく帰るが、すぐに家へはいらない。

近所まで帰つては何時までも附近をぶらぶらしたり、近所の軒下などについでいる(原文ママ)。別に悪友はなく、又よそのものを盗むようなことはない。

「学業成績」は5段階のうち下から2番目の評価である。学校の状況については、「こゝ数年、教育の混迷空白時代がつゞいて、知能テストなど全然行つていない。随つてE児の場合でも只漠然とこの子供は成績がよくない位は気づいても、それが精神薄弱に起因するものであることは確認されていないし之に適応した指導も勿論行われていない……殊にE児にとつて不幸なことは、毎年無経験無資格の若い先生方によつて次々に転々と受持たれて来たことである」(p. 97)と述べられている。

ケース記録に付された「評」⁽⁵⁾で、ケース記

録からは母がどのような人かよく分からないと述べられているように、申出時の母子関係は必ずしも明らかではないが、母が「妹は大変賢いが兄(E児)は馬鹿だ」と考え、Eが学校から帰ると復習、宿題を強いていたこと、家庭が居場所にならなかったことが「映画狂」の一因であると担当児童福祉司は判断している。ケース記録を読む限り、この点は妥当な解釈であると考えられる。

(2) 児童福祉司の対応

担当児童福祉司は、「社会治療」として5項目を挙げている。まず3項目を簡潔に述べ、続く2項目を詳述する。

第一に「居宅指導に対する母親の根本的態度的確立」である。施設入所を求める母に対し、「愛児指導の爲には、十分協力するから安心せよ。と諭してまづ居宅指導の方針を確立した」(p. 101)。

第二に「家庭精神生活面の指導」である。「妹は大変賢いが兄(E児)は馬鹿だ」といつたような表現は、今後E児の前では絶対に慎まねばならぬ。母は兄妹何れに対しても常に一視同愛無差別平等の温い慈をたれるよう心掛けてほしい。……家庭教育上注意すべきことであると諭す」とある。また、「母は子供たちと共に、朝な夕な佛前に額き、実践的信仰の生活にはいれ、信仰は母子の精神に安心感を与え、神佛への畏怖は、犯罪へのよきブレーキとなる。」とすゝめた」(p. 101)。

第三に「精神薄弱児を再認識」である。「従来、学校から帰れば直ちに復習、宿題等を強いていた母」に、「五合瓶には五合しかはいらない。」誠に俗的な表現ではあるが之につきる。強いて一升詰め込もうとの愚を繰り返さぬこと」と説明し、「E児に対する處遇を改めさせることにした」(p. 102)。

1) 「余暇生活指導」

「社会治療」の第四は、「余暇生活指導」である。担当児童福祉司は、母に兎を飼うことを提案し、賛同を得た。「しかしE本人はどうか。押しつけ

るようになっても却つてまづい。こゝは一つ本人から「飼つてみよう。是非飼つてみたい。」といゝ出させる方法を取りたい」と考えた。1949年6月5日、日曜日、担当児童福祉司は、Eとその妹（「雪ちゃん」）を動物園に連れていった。動物園での様子を以下のように記述している（p. 103）。

戦前とはちがつて、動物園には大した珍しい動物はいない。それでもいろいろな猿も居ればカンガルー、あらいぐま、たぬきなどの獣も居るし、かんむりづる、エミューなどの珍鳥も居る。又水の中にはワニが顔を出しているといった工合で兄妹は非常に喜んだ。

一わたり観せた後、今度は白兔を放養してある場所へ行つて兔を相手に遊ばせて見た。……兄妹はすっかり兔と仲よしになつた。

「雪ちゃん、うちでも兔飼つてもらおうか」

「兄ちゃん、飼いたいわ」

兄妹の会話である。そばから私が

「E君そんなに兔がほしいのかい。ぢやあ一匹どこかでもらつてやろうか、かつてみる？」

「先生、もらつてちょうだい。」と兄妹は両方からせがむ。

「兔への準備工作はまづ予想以上の大成功」であつた。7月12日、担当児童福祉司は母子3人と「知友M氏」を訪ね、兔をもらい受ける。「其の後、度々訪ねてみたが、兄妹の兔への愛着は相当なもの」で、以下のように記述されている。（pp. 104-105）。

朝起きると、兔小屋をのぞく、中では兔が喜んでがりがりとながく。小屋から出してやる。えさをやる。抱きあげる。妹が代つて抱く。兄は小屋の掃除をするといつたあんばいで、すっかり兔が気に入つた。

午後、学校から帰る。一しきり兔とたわむれた兄妹は、籠をたづさえ、仲よく草採に出かける。帰れば早速新しい草をやる。余つた草は陰干にして保存する。又小屋から、兔を出しては兄妹代りばんこに抱いてみる。

こうしてE児の兔への愛情は、日に増しつゝのつて行く。之と反対に、さしも好きだつた映画通いも、何時のまにか、次第に遠のいて、此頃ではすっかり忘れられた体。

母はひそかに「兔のおかげで、近頃すっかり落ちつきました。」とさすがに嬉しそである。

担当児童福祉司は、「E児の指導はなおつゞく。兔の飼養も亦なおつゞく。いわゞ指導はなおその途中にある」と述べている。

2) 「映画への具体的指導」

「社会治療」の第五は、「映画への具体的指導」である。担当児童福祉司は、つぎのようにEに話した。「映画を見ることは悪いことではない。否、よい映画を、正しい方法で、適度に見ることはむしろ立派な勉強だ。だが映画を見るために家の金を盗り出したり、思い出し放題に見に廻つたり、どんな映画でも片つぱしから見て廻つたり、自分一人だけこつそりと見て楽しむ。などといつたことがよくないのだ、毎日のお小遣をためておいて、よい映画が来たときに、雪ちゃんもお母さんも皆で一しよに面白く見るようにしよう」（p. 106）。

「映画狂に關聯した指導は一応近く解除できると思われる」ため、「事後補導」として「低度の学習興味養成と職業補導を計画中」と述べられている。

(3) ケース記録へのコメント

ケース記録「映画狂の精神薄弱児」には「評」が付されている。担当児童福祉司の表現には、今日の視点から見て不適切なものもあるが、「評」は日本のケースワーク黎明期において適切にこの点を指摘し、加えて記録すべき内容についても述べている。

「ケースウオーカーは、援助を求める人よりも上の地位にあつて、すぐれた考へをもつていという様な態度をさけるものであるから、母に論じたという言葉は、この意味であり感心出来ない」（p. 109）。

「何故無信仰な生活とE少年の反社会的行動と関係があるか、分かる様になつていなければならない」(p. 108)。

「母が常に留守勝」であるのは、「内職の爲どうしても外出しなければならないのか、他の理由からわからない……処置の経過のなかに、母がその後、家にいる様になつたが、彼女の態度が変つたことはどんな影響を及ぼしたかを記述されたい」(p. 109)。

「次の様な記録も必要である。両親の関係はどうであつたか。両親の人柄について。この少年の誕生は両親に喜ばれたか。妹の生まれもない間の、母の少年にたいする態度は。父と少年の関係はどうであつたか。父の死をどう思つたか。福祉司の援助を求める様になつた問題は、いつ頃はじまつたか」(p. 109)。

今日の視点から見ても、ケースワークにおける当事者との対等な関係性、価値の押し付けの排除、家族関係への着目など、重要な点が指摘されている。とりわけ後述するように「父の死をどう思つたか」という点が特に重要であると思われる。

3 考察

本節ではケース記録「映画狂の精神薄弱児」を筆者の視点から考察したい。前節でケース記録を紹介したが、もちろんケース記録のすべてではなく、筆者が重視した部分に限って紹介した。筆者とは異なる視点からケース記録を理解することももちろん可能である⁽⁶⁾。

本ケースは、兎を飼うことにより「さしも好きだつた映画通いも、何時のまにか、次第に遠のいて、此頃ではすっかり忘れられた体」となり、一見うまくいった印象を与える。不十分な点が指摘されているが、「事業関係者のテキストブック」として編集された『児童のケースウォーク事例集』に掲載されていることから模範的「ケースウォーク」と考えられたのだろう。しかし、今日の視点から検討すると違う面も見えてくる。父の戦死、「精神薄弱」、映画について順に考察する。

(1) 父の戦死

子どもを理解するにあたって家族関係に着目する重要性は改めて指摘するまでもないだろう。しかし、ケース記録「映画狂の精神薄弱児」では、母や妹についての記述はある程度みられるが、父についてはほとんど言及されていない。父の戦死が家族に大きな影響を与えたと考えられるが、この点についてまったく触れられていない。

同じく『児童のケースウォーク事例集』所収の「犯罪児童の指導」(萩原 1950)のケースも父が戦死している。父は満州航空会社に勤め、満州で恵まれた暮らしであったが、三重県に引き揚げ後は貧しい暮らしとなったなど、生活の変化についての記述はあるが、父の戦死をどう受け止めたかについては触れられていない。

これは一体なぜなのだろうか。父の戦死が珍しくなかったからだろうか。父の戦死が持つ心理的影響に対する視点がなかった、あるいは生活の安定が優先され心理面の考察が不十分であったからだろうか。

いくつかの理由が考えられるが、本稿では『児童のケースウォーク事例集』刊行の経緯に注目したい。前述のように、日本の児童福祉行政はGHQの指導下において改革が進められ、『児童のケースウォーク事例集』にはブルーガー(総司令部公衆衛生福祉部福祉課教育係長)が序文を寄せている。序文の「剪定や刈込みは必要でありませう」という言葉が何を意味するかは不明確だが、検閲や自主規制の可能性も考えられるだろうか。

1) 児童福祉行政についてのGHQの認識

ここで、敗戦直後の状況を確認しておきたい。厚生省は物資配給、戦災者、引揚者への対応に追われ、浮浪児への対応は不十分であった⁽⁷⁾。GHQの公衆衛生福祉局は、「日本の官僚の歴史的な無感覚無関心さが、この種の活動において、職員、食糧、設備の不足よりもさらに障害になっている」(Public Health and Welfare Section 1946a = 1978, p. 146)、「民主的日本に対する期待は、現在の児童の世代にかかっている……この児童の

集団から、明日の不満や害が生じないように、この児童のみじめな状態は即刻に改善されねばならない」(Public Health and Welfare Section 1946b = 1978, p. 151)と記している。浮浪児は米軍の空襲により生じたのであるから、子どもたちが路上で生死をさまよっていることは占領体制への批判につながりかねないとGHQは考えていたであろう。社会問題化した浮浪児を1週間以内に東京からいなくするよう指示を出すということもあった⁽⁸⁾。

公衆衛生福祉局の福祉サービス係長であったエバンスは、「我々は日本における児童福祉の計画と思考を援助する、非常に重大な責任を負っている。……厚生省から地方自治体に至るまで、日本政府にこの責任を受諾させるようにと行使する力が、将来に花を咲かせるであろうところの日本の若人の知性と感性の中に、民主主義の真意を植えつける占領軍の前進を評価するであろう」(Evans 1946 = 1978, p. 163)と述べている。

2) 公衆衛生福祉局による訓練と「民主主義」

占領期の資料(社会福祉研究所編 1978 など)が示すように、GHQは強力な指導により日本に改革を根づかせようとしていた。ケースワークもその一つである。

『児童のケースワーク事例集』に序文を寄せたブルーガー(総司令部公衆衛生福祉部福祉課教育係長)は、日本各地でケースワークの訓練を実施した。ブルーガーは後にインタビューで「当時はつねに民主主義ということが言われていたのですが、興味深い実例がひとつ記憶に残っているんです」と述べ、つぎのようなエピソードを話している(ブルーガー 1978, p. 251)。

ブルーガーが列車で南九州に行く際に、駅で女性職員と合流する予定であったが、彼女は来なかった。そこで、鉄道を監督していた軍曹は、「私が彼女を連れてくるまで、列車を止めておきなさい」と駅長に指示し、ジープで迎えに行った。この出張に同行していた東京の福祉事務所職員は、「なるほど、この事件は、私にデモクラシーというものが何であるか示してくれました。何故なら

ば、軍曹は上官に何をすべきか指図をあおいだのではなく、これら一連の行動を自からおこなったわけですから」と話した。ブルーガーは、「こういったことが、われわれが示そうと努めていたことだと思います」と回想している。

このようなGHQと日本政府の関係性については、公衆衛生福祉局の局長であったサムズも、つぎのように話している。「最初は日本の政府が機能せず、われわれはこれをせよ、あれをせよという具合に指図しなければなりませんでした。しかし1949年50年になると、われわれの指令が法律という恒常的なものとして成立する時期になっていました。……日本の人びとは、大丈夫です、わたしたちは一定の訓練を受けてきました、あなたがたと一緒にやってもいますと語ることができました」(サムズ 1978, p. 225)。

『児童のケースワーク事例集』が刊行されたのは、「指令が法律という恒常的なものとして成立する時期」である1950年である。『児童福祉事業取扱事例集』(1949年)と『児童のケースワーク事例集』(1950年)にはブルーガーの序文が掲載されているが、1951年以降の『児童のケースワーク事例集』には厚生省児童局長の序文のみが掲載されている。これは、GHQが日本の行政が望ましい方向に主体的に動くことを期待し、実際にそのようになったことを意味していると理解し得る。

3) 父の戦死とケースワーク

ケースワークはGHQの指導下において日本に導入された。それは「民主的日本」を担う次世代を育成することであり、占領の評価に関わることであった。そして、指導としての「民主主義」が根づくことが期待されていた。

GHQの内部資料(General Headquarters Supreme Commander for the Allied Powers 1946 = 1978, p. 153)には、「児童福祉の諸現場における有給常勤公務員の経験と訓練に基づく任用」「不適任職員の事務所からの解任」という記述が見られ、児童福祉の現場に強力に関与しようとする意志が認められる⁽⁹⁾。

「映画狂の精神薄弱児」の担当児童福祉司は、父の戦死が家族に与えた影響をなぜ書かなかったのか。検閲などの直接的な制約によって書けなかったのかもしれないし、自主的に書かなかったのかもしれない⁽¹⁰⁾。ケース記録を書く者が管理者の意図を忖度する可能性はあり得る。ケース記録にはすべてではなく一部が記載されるのであるから、記録者の置かれた状況によって記述されない内容もあるだろう。

一方、「映画狂の精神薄弱児」のケース記録には、兎の飼育に関連して以下の記述がある (pp. 105-106)。

動物愛護の純情はやがて交友に対する美わしくやさしい友情と化し、延いては博く同胞愛となり、終には崇高至純な人類愛へと漸次生成発展するものである。さればこのさゝやかないとなみが平和國家建設の大理想実現^{ママ}への卑近な具体的一施策ともいふべきではあるまいか。

最近町にあふれる愚連隊や、不良少年たちは、塙の上に眠る子猫を見ても、庭先にえさをついばむ^{にわとり}鶏を見ても、将又路上に遊ぶ子犬を見ても、たゞ石を投げつける残虐行為しか知らない。実に憐むべく悲しむべき事ではないか、この残虐性が嵩じては恐るべき強盗殺人の犯罪ともなれば、又侵略戦争を好むような人間を作ってしまう結果ともなる。児童教護上の一大関心事といわねばなるまい。

父の戦死に詳しく触れない担当児童福祉司が「平和國家建設の大理想」を語っており興味深い。ただし、この「大理想」は、公衆衛生福祉局の「民主的の日本に対する期待は、現在の児童の世代にかかっている」という記述と矛盾しない論旨である。浮浪児が生じた原因が問われなかったように、父の戦死が問われることはなく、その事実のみが記載されたのである。

(2) 「精神薄弱」

担当児童福祉司は、Eの「精神薄弱」について、

以下のように述べている (p. 96)。

E児が精神薄弱であることは、初面接の際の第一印象によつて、早くも察知されたが、後更に児童相談所に於ける専門的な鑑別(4月20日)の結果によつて、^{いよいよ}愈々之が確認されるに至つた。

精神薄弱が不良行為の原因となることは、決して珍しいことではない。要教護児の60%～80%が精神薄弱であることは、各種文献の教える所である。

家の金を盗り出しては映画へ走る。学習^{ママ}の興味は更になく、度々エスケープする。浮浪の兆が見える。叱つても一向に反応がない。等これ皆茲に起因する。

担当児童福祉司は「精神薄弱」を主因と判断していると考えられる。ここで言われる「精神薄弱」がどの程度、今日の「知的障害」と重なっているかは注意を要する。まずEに限って言えば、保護者が認識し得ない程度の「障害」であり、「無経験無資格の若い先生」が担任であったとはいえ「障害」が認識されず、「学業成績」は5段階のうち下から2番目の評価を得ている。

中野は、「映画狂の精神薄弱児」及び厚生省児童局発行の『児童のケースワーク事例集』3号(1951年)掲載の2つの「精神薄弱児」の事例(「盗癖と家庭に落ち付かない少女」「家庭愛と不良仲間の力の関係」)を検討し、「障害」というデータに振りまわされて「子ども」を捉える視点を見失うことの恐れ」を指摘している(中野 2014, p. 134)。

「映画狂の精神薄弱児」の知能指数は「I. Q. 50 (drowing)」と表記されているが、どの程度の信頼性があるかは疑問である。「映画狂の精神薄弱児」と同様に1949年にケースワークが開始された「夜尿症の戦災孤児を里親に委託して」(山崎 1954)の中学2年生男子は、「I. Q. 67 (鈴木ビネー法智能検査)」であるが、その後青年学級で2度「優等賞」を受けていることから、ケース記録の評者は「一回の鑑別だけでその日に措置決定されているのであるI・Q、67というのも正しいのである

うか」(懸田 1954, p. 83) と疑問を呈している⁽¹¹⁾。

「映画狂の精神薄弱児」の担当児童福祉司の「精神薄弱が不良行為の原因となることは、決して珍しいことではない」という記述については評者が懸念を示しており、中野は「「精神薄弱児」は不良行為と直結するという社会通念化した認識が「専門職」といわれる職に就く者にも根づいている」と指摘している(中野 2014, p. 129)。

「要教護児の 60%～80% が精神薄弱」という点も信憑性が疑われる。今日、子どもの「問題行動」の背景として「発達障害」がクローズアップされている。安易な類推は慎むべきであるが、当時の「要教護児」を対象に今日の発達検査を行えば「発達障害」に該当する者も相当数いるのではないだろうか。E の「作業は熱心によくやる。殊に単純な仕事で普通児ならとつくにあきていた様な仕事でも彼は一人でこつこつとやっている」(p. 99) といった様子も「発達障害」の特性と判断され得るだろう。筆者がここで強調したいことは、「精神薄弱児」のなかに「発達障害児」がいたのではないかということではない。後の時代から見れば根拠が不明確な指標や診断で子どもを判断することにより、見落としてしまう面があるのではないかということである。

(3) 映画

担当児童福祉司は、前述のように「映画狂」の「治療」のために兎の飼育を手配した。「兎其の他の動物飼育が児童の情操純化への教育に効果多いものであることは、かつて経験した処だ」と述べている (p. 105)。

現在においても「アニマルセラピー」であったり、あるいは非行対策として運動等によって「エネルギーを発散させる」など、子どもの情動のコントロールが試みられていると言えるだろう。たしかに映画のために家の金を盗み出すことはよくないことであるし、妹と兎の世話をすることは微笑ましいことではある。しかし、このように子どもの「問題行動」を大人から見て望ましいものに水路づけることで見落としてしまう面もあるので

はないだろうか。この点をケース記録に付された「評」は適切に指摘している (pp. 107-108)。

表面にあらわれたものが、真の問題ではなく、単に徴候にすぎない事がある。この場合少年がお金をもち出したり、学資をつかつて映画を見に行き、放浪性もあらはれたという事は、眞実の問題ではなく、どうしてそうなったかという事が問題である。眞の問題は単純なものではなく、多くの因子が相互に影響しあっている。

「映画狂」という E の行動を「精神薄弱」によるものではなく、子どもが発する重要な表現として考えることもできるのではないだろうか⁽¹²⁾。

E はどんな映画を観たのだろうか。どんなシーンが印象に残ったのだろうか。どんな映画が好きなのだろうか。何度も同じ映画を観ながら何を考えたのだろうか。戦死した父について考えることはあったのだろうか。このような点についての言及はケース記録には見られない⁽¹³⁾。

担当児童福祉司は、「よい映画を、正しい方法で、適度に見ることはむしろ立派な勉強だ」と述べているが、「よい映画」とは何なのだろうか。それは E と了解し合えるものなのだろうか。また、E の「幼時に於ける家庭教育」については以下のように記述している (p. 98)。

E の幼時、父は有名な某食堂の支配人だった。随つて当時の生活は裕福でしかも若夫婦だけに相当派手なものであった。家には女中もいた。家庭教師としての学生も下宿させていた。母は常にこうした人々に E を託して、外出勝な派手な生活をつづけていた。ところが、その家庭教師の学生は、とても映画好きで、幼い E を伴っては、毎日のように映画館に通つたという。こうした常軌を逸した幼時のやり方が、今日 E をして、映画ならではの日が暮れぬといったような性格の子供にしてしまった。此の点母は今更のように後悔している。

たとえ家庭教師が映画好きでなかったとして

も、「映画狂」とは異なる形で大人から見れば「問題行動」と映る表現をEは発していたかもしれない。「問題行動」の原因は、しばしば事後的に見出されがちであるから、保護者や成育環境を問題化することは必ずしも望ましくない。「学校から帰れば直ちに復習、宿題等を強いていた母」を持つEにとって、映画に連れて行ってくれた家庭教師は、保護者とは異なる第三者としてEにとって重要な存在であったのではないだろうか。そのような家庭教師がいなければEの困難はより深まっていたのではないだろうか。映画を通して学ぶこと、自己を深めることもあったであろう。家庭教師や映画を原因と見るのではなく、Eにとってのそれらの意味、重要性を捉える必要があると考えられる。

おわりに

本稿では、戦後初期のケースワーク記録「映画狂の精神薄弱児」を、その記録内容だけでなく、同記録が収録された『児童のケースワーク事例集』刊行など、占領下での米国の指導によるケースワークの普及にも着目しながら考察した。

『児童のケースワーク事例集』に収録された「映画狂の精神薄弱児」は模範例の一つであり、担当児童福祉司の「余暇生活指導」等により「映画狂」は改善されることになった。しかし、当時のケースワークにおいて彼の「問題行動」は「精神薄弱」に帰責させられ、「映画狂」や父の戦死の意味が問われることはなかった。家庭教師は「映画狂」の原因と見做されていたが、Eにとって保護者とは異なる重要な第三者であったと考えることもできる。また、父の戦死に詳しく触れない担当児童福祉士が語る「平和國家建設の大理想」は、米軍による占領という社会的文脈において、その限界を読み取ることもできる。

今日においても「映画狂」は存在するであろうし、筆者が接した若者たちには「ロック狂」や「アニメ狂」が少なからずいた。新たな自己を形成する思春期において音楽やアニメーションは大人が考えている以上に重大な意味を持つことを彼らと

の関わりのなかで感じる。「問題行動」を対症療法によって抑制するのではなく、子どもが発する重要な表現として捉える必要があるだろう。今日におけるさまざまな実践も後世の視点から見て問題性を指摘されるものとならないように、子どもの表現が受けとめられなければならない。

【註】

- (1) ケースワークは当初は「ケースウオーク」と表記された。『児童のケースワーク事例集』では、表紙では『ケースウオーク』、本文では「ケースウオーク」と表記されている。なお本稿では、戦後初期の文献からの引用は、拗音、促音は原文通り大きい仮名のままとし、一部の旧漢字は新漢字に改めた。また、「精神薄弱」等は今日において不適切な用語であるが、当時の子ども理解を検討するために括弧を付して使用する。
- (2) 戦後初期の児童福祉行政については、児童福祉研究会編（1978, 1979）、小松（1983）、村上（1987）、寺脇編（1996）、岩永（2002）、小池（2007）などを参照。
- (3) Florence Bruggerの日本語表記は、『児童のケースワーク事例集』の序文では「フロレンス・ブルガー」となっているが、目次では「フロレンス・ブルーガー」となっている。近年の研究では「フローレンス・ブルーガー」と表記することが一般的であるので、本稿では「フローレンス・ブルーガー」に統一する。
- (4) 「映画狂の精神薄弱児」についてはケース記録（近森 1950）を参照。以下、ケース記録からの引用は頁数のみ記す。
- (5) 著者は表記されていないが、『児童のケースワーク事例集』206頁に掲載されている審査員の一人であると推測される。
- (6) 中野は、障害者福祉史の観点からケース記録「映画狂の精神薄弱児」を取り上げ、今日のエンパワメント・アプローチにつながるものとして担当児童福祉司の対応を評価している（中野 2014, pp. 125-126）。
- (7) 村上（1987, p. 112）参照。
厚生省幹部職員であった葛西嘉資は、当時についてつぎのように述べている。「終戦直後の児童行政は、実に思い出しても寒心というのは寒い心のほうですが、よくもああいう状態でおつたものだというくらいな状態でありました。戦争前……多子家庭の表彰という仕事などをやつたのですが、終戦の直後になつてみるともう殆んど子供のことなどというのは問題にもならなかつた」（葛西ら 1952, p. 11）。
- (8) 厚生省幹部職員であった高田正己は、つぎのように述べている。1946年の4月か5月頃（「第一相互の一階

にPHWがいた時分)、「厚生省、東京都、それから文部省、何だか役所が七つか八つで二十人くらいの間が呼ばれたのです。それで忘れもせんがネツフという人がいて、あの人が何を言い出すのかと思つたら、とにかく浮浪児は困る、これはアメリカの占領行政の成績にも関係することであるから浮浪児を一週間以内に東京から一人もいないようにせいという。そのときにミスター、ネツフがちやんと図をかいて準備していたんですね、その準備して置いたシステムを、こういう方法でやつたらよかろうと自分たちは思うのだが君たちはどう思うかといひだした」(葛西ら 1952, p. 12)。

「準備して置いたシステム」とは、浮浪児一斉保護のシステムである。厚生省は1946年に2つの通牒、つまり「浮浪児其の他児童保護等の応急措置実施に関する件」と「主要地方浮浪児等保護要綱」を発した。しかし、十分な成果は得られなかったため「浮浪児根絶緊急対策要綱」が1948年に閣議決定された。

(9) なお小池(2007)によれば、ブルーガーと葛西嘉資ら厚生省幹部職員は、日本社会事業専門学校から反体制分子を排除することを申し合わせ、同校教授の山崎寛が寮の自室にレーニンの写真を掲げていたことを問題視し、辞職に追い込んだ(pp. 119-120)。ブルーガーに突然、自室を訪問された山崎は、占領軍が絶対的な権力であることを実感したとインタビューに答えている(p. 132)。また、ブルーガーの指導により、同校のロシア語の授業は廃止され、日本資本主義発達史という科目は日本社会史に名称変更された(p. 117)。

小川政亮(日本社会事業大学名誉教授)は、「ブルーガーは反共的で悪い意味でのアメリカ的思考を持ち、教育に干渉してきた」と述べている(阿部・渡邊 2013, p. 62)。

(10) GHQは、映画、ラジオ、活字メディアから郵便、電信に至るまで検閲していた(山本 2013)。官庁の発行物には民間メディア以上の圧力があつたと推測し得る。

ただし、ケース記録「映画狂の精神薄弱児」の「評」(著者名記載なし)は、「父の死をどう思つたか」についての記録が必要であると述べている。「評」を書いたと考えられる審査員のメンバーには、厚生省児童局員以外に、武蔵野学院医官、社会事業研究所長などが入っており、比較的自由的な立場でコメントできたのかもしれない。

(11) 「精神薄弱」の概念史を検討した茂木ら(1992)は、知能検査だけによる判定の問題性など「精神薄弱」の判別方法をめぐって議論があつたことを述べている(pp. 151-152)。

(12) 田中は、「子どもの声を聴く」というと、言葉として発せられた声だけを思い浮かべがちだが、「文字通りの声や言葉だけでなく、生活する子どもの身体全

体からにじみ出てくる表出・表現を受けとめて理解しようとするのが、とても重要」と指摘している(田中 2012, p. 24)。

(13) 「映画狂の精神薄弱児」と同じく1949年にケースワークが開始されている「夜尿症の戦災孤児を里親に委託して」(山崎 1954)のケースも、子どもの発する表現として夜尿症を捉えられるだろうが、担当児童福祉司にこのような視点は見られない。

【文献】

阿部敦・渡邊かおり(2013)「社会事業教育における社会科学の視点——戦前・戦後のつながりに注目して」『奈良女子大学社会学論集』20, pp. 53-64.

ブルーガー、フローレンス(1950)「序」厚生省児童局編『児童のケースワーク事例集』厚生省児童局, p. 2.

———(1978)「フローレンス・ブルーガー女史の証言」社会福祉研究所編『占領期における社会福祉資料に関する研究報告書』社会福祉研究所, pp. 249-263.

Evans, M. (1946) CHILD WELFARE., (= 1978, 社会福祉研究所編『占領期における社会福祉資料に関する研究報告書』社会福祉研究所, pp. 160-163).

Foucault, M. (1977) La vie des hommes infâmes, *Les Cahiers du chemin*, 29, pp. 12-29., (= 2006, 丹生谷貴志訳「汚辱に塗れた人々の生」小林康男・石田英敬・松浦寿輝編『フーコー・コレクション6——生政治・統治』筑摩書房, pp. 201-237).

General Headquarters Supreme Commander for the Allied Powers (1946) MEMORANDUM FOR: IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT., (= 1978, 社会福祉研究所編『占領期における社会福祉資料に関する研究報告書』社会福祉研究所, pp. 152-153).

萩原秀雄(1950)「犯罪児童の指導」厚生省児童局編『児童のケースワーク事例集』厚生省児童局, pp. 65-74.

岩永公成(2002)「占領初期のPHWの児童福祉政策構想——厚生省児童局の設置過程を通して」『社会福祉学』47(2), pp. 1-10.

児童福祉法研究会編 (1978)『児童福祉法成立資料集成 上巻』ドメス出版.

———— (1979)『児童福祉法成立資料集成 下巻』ドメス出版.

懸田克躬 (1954)「評」『児童のケースワーク事例集』6, pp. 87-89.

葛西嘉資・小島徳雄・高田正己・内藤誠夫・石原登・高島巖・渡邊勝男 (1952)「児童行政の回顧と展望」『児童』10, pp. 8-30.

小池桂 (2007)『占領期社会事業従事者養成とケースワーク』学術出版会.

小松隆二 (1983)「日本における児童福祉の成立」『三田学会雑誌』76(2), pp. 187-206.

厚生省 (1948)「児童福祉事業取扱事例集作成の件」各都道府県知事宛厚生省児童局長通牒, 昭和23年12月18日児発第863号(児童福祉法研究会編1979所収).

———— (1949)『児童福祉事業取扱事例集』全日本民生委員聯盟.

厚生省児童局 (1948)「全国児童福祉司名簿」(寺脇隆夫編1996所収).

厚生省児童局編 (1950)『児童のケースワーク事例集』厚生省児童局.

茂木俊彦・高橋智・平田勝政 (1992)『わが国における「精神薄弱」概念の歴史的研究』多賀出版.

村上貴美子 (1987)『占領期の福祉政策』勁草書房.

中野敏子 (2014)「戦後障害者福祉における「相談支援」形成過程の研究——児童福祉法成立と知的障害児の「相談」に関する一考察」『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』142, pp. 105-143.

Public Health and Welfare Section (1946a) Proposed Memorandum to Imperial Japanese Government on “Children in Need of Care and Protection.”, (= 1978, 社会福祉研究所編『占領期における社会福祉資料に関する研究報告書』社会福祉研究所, pp. 143-147).

———— (1946b) STAFF STUDY., (= 1978, 社会福祉研究所編『占領期における社会福祉資料に関する研究報告書』社会福祉研究所, pp. 151-152).

サムズ, クロフォード (1978)「クロフォード・F・サムズ博士の「証言」」社会福祉研究所編『占領期における社会福祉資料に関する研究報告書』社会福祉研究所, pp. 207-230.

社会福祉研究所編 (1978)『占領期における社会福祉資料に関する研究報告書』社会福祉研究所.

高田正己 (1950)「序」厚生省児童局編『児童のケースワーク事例集』厚生省児童局, p. 1.

田中孝彦 (2012)『子ども理解と自己理解』かもがわ出版.

寺脇隆夫編 (1996)『続 児童福祉法成立資料集成』ドメス出版.

近森茂敏 (1950)「映画狂の精神薄弱児」厚生省児童局編『児童のケースワーク事例集』厚生省児童局, pp. 91-110.

徳永寅雄 (1950)「編輯後記」厚生省児童局編『児童のケースワーク事例集』厚生省児童局, p. 207.

山本武利 (2013)『GHQの検閲・諜報・宣伝工作』岩波書店.

山崎経度 (1954)「夜尿症の戦災孤児を里親に委託して」『児童のケースワーク事例集』6, pp. 65-87.

“Problematic Behavior” as a Form of Expression in Children:
Focusing on the postwar case record “Movie Mania in a Mentally Defective Child”

TANAKA Yuya

This paper focuses on the case record “Movie Mania in a Mentally Defective Child” in Child Casework Studies (Children’s Bureau, Ministry of Health and Welfare, 1950), examining how children’s “problematic behavior” was understood and recorded.

Given that the relationship between the child and the support personnel is not complete in and of itself but is influenced by the social context, this paper focuses not only on the content of the case record itself but on the records left by the support personnel (children’s social worker) and on the social and historical background against which Child Casework Studies was published.

Through an examination of what was recorded and what was not, with attention to the contemporary social context, it becomes possible to interpret the case differently from the established concept of simply reading the record left from the perspective of the support personnel.

This case is considered a model case study, given that the child’s “movie mania” improved due to the “leisure lifestyle guidance” of the children’s social worker in charge; however, his “problematic behavior” is ascribed to being “mentally defective,” with no real consideration of the meaning of “movie mania” or of his father’s death in the war.

The child’s tutor is seen as the source of the “movie mania,” but can also be considered another important person in the child’s life, distinct from his parents. As well, the limits of the “great ideal of building a peaceful nation” discussed by the children’s social worker in charge, without detailed reference to the death in battle of the father, can be felt with regard to the social context of the GHQ Occupation.

Similarly, today as well the meaning of children’s “problematic behavior” is not examined in detail, while its causes are ascribed to “developmental disabilities” and other aspects of the child him/herself, to be managed empirically. While “Movie Mania in a Mentally Defective Child” is a case record dating from just after the war, a rereading from today’s perspectives enables us to grasp historically the issues relating to the modern context.

Keywords: child welfare, casework, lifestyle guidance, problematic behavior, “mental defectives”